

## 図書館整備基本計画第 4 章改訂素案意見等

| 項目  | 意見・修正案  |
|---|---|
| (1) p 6 9 行目<br>2 中央館<br>(4)蔵書計画<br>①開架                                     | 「点字図書、拡大図書、朗読CD」に、視覚障害だけに限定するのではないという意味を込めて、「LLブック」も加えてはいかがでしょうか。   |
| (2) p 9 11 行目<br>2 中央館について<br>図書館ゾーン図<br>①図書スペース(ほんとうをつなぐエリア)<br>・視聴覚資料コーナー | 「障害者・高齢者向けの資料のほか」となっていますが、障害者・高齢者向けの資料中心のコーナーでないのなら「障害者・高齢者向けの資料も含め」とした方が、よいのではないのでしょうか。  |
| (3) p 11 3 行目<br>3 北部館について<br>(1)役割   | 「文化の香り高い彦根らしさを持った図書館として」とある後に(若しくは前に)、「地域館としての役割と共に」というような文言を入れた方が、その役割が明確になるのではないのでしょうか。   |
| (4) p 12 24 行目<br>4 (仮称)中部館について<br>(4)蔵書計画<br>①開架                           | 障害者や高齢者向け「大活字本」や「朗読CD」・「デイジー図書」とあるところですが、もし、(仮称)中部館でもその収集予定があるのでしたら(1)と同じくLLブックも入れられたらいかがでしょうか。   |
| (5) p 15 9 行目<br>7 図書館と各関係機関・施設・団体との連携・協力体制について<br>(3)学校図書館                 | (3) 学校図書館のところですが、学校図書館の機能は現在「読書センター」「学習センター」「情報センター」という3つの機能で示されています。<br>従いまして、例えばですが、読書活動の拠点となる「読書センター機能」、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う「学習センター機能」、情報活用能力を育む「情報センター機能」のように、3つに分ける必要があると思います。<br><br>これに従いまして、p 16 の注 31 も変更する必要があると思います。 |